平成２３年（フ）第７９号
千葉県木更津市畑沢南５丁目12番13号　メゾン畑沢201
債務者　鈴木　富雄
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１６０号
長野県松本市村井町南１丁目９番14号
債務者　松本　　禅
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１６１号
長野県松本市村井町南１丁目９番14号
債務者　松本　尋子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１３１８号
愛知県小牧市郷中２丁目117番地　セジュール林202号
債務者　髙橋　　司
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３５５号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘20棟406号
債務者　結城　一美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３号
滋賀県東近江市蛇溝町1551番地４
債務者　周川　和佐（旧姓木本・伊藤）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１９１号
兵庫県姫路市辻井７丁目14番19号フレンドハイツ106号
債務者　竹内　啓子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２７５号
兵庫県加古郡稲美町国岡３丁目26番地の９
債務者　生柄一二三
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２８０号
兵庫県加古川市志方町上冨木120番地の121
債務者　岡田　美紀
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２９３号
兵庫県高砂市米田町島340番地
債務者　島　　祥子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２９８号
兵庫県姫路市広畑区早瀬町１丁目３番地　ホワイトハイツ106号
債務者　浜根こと　濱根　秀夫
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３０８号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町１丁目25番地の２　グリーンハイツ宮宅102号
債務者　田中　直美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３１０号
兵庫県姫路市勝原区宮田167番地２　高Ｑ館はるる101
債務者　吉原　祐介
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３２２号
兵庫県姫路市白浜町甲2173番地１ヴィークル白浜503、従前の住所兵庫県姫路市飯田３丁目30番地オーブリーＴＹ204号
債務者　村上　和也
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３２３号
兵庫県姫路市白浜町甲2173番地１ヴィークル白浜503、従前の住所兵庫県姫路市飯田３丁目30番地オーブリーＴＹ204号
債務者　村上加奈子（旧姓引野）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６９６号
広島市佐伯区湯来町大字和田951番地１
債務者　小松　泰世（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０９号
広島市安佐南区大町東３丁目25番26―304号
債務者　重田　一弘
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部